

令和7年度ユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業

委託業務

企画提案募集要項

令和7年3月

沖縄県商工労働部

ものづくり振興課

## 企画提案募集要項

沖縄県では、「ユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業委託業務」の実施に関する委託先を、以下の要項で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容等を御理解いただいた上で、応募してください。

※ 本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、予算成立後に効力が生じる事業である。今後、県議会において当初予算案が否決された場合は、本契約は締結しません。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

令和7年度ユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業委託業務

#### (2) 業務概要

本事業は、泡盛を含む「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、泡盛の認知度向上を図り、需要拡大につなげるため、主に首都圏等の大消費地で琉球料理店等※を活用し、泡盛の文化的価値や飲み方等の浸透を図るとともに、泡盛ファンの拡大等の取組を実施する。

※本事業における琉球料理店等は、伝統的な琉球料理店の他に沖縄料理を提供する居酒屋を含むものとする。

#### (3) 事業期間 1年間（令和7年度）

本事業は単年度事業として実施する。

#### (4) 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### (5) 予算額（令和7年度）

22,722千円以内（消費税含む）

### 2 応募に係る事業内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

### 3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に基づく沖縄県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (5) 沖縄県内に本社または支社を置く法人であること。または、県内に本社、もしくは支社を有する事業者が 1 社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
  - イ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)(2)(4)の要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たすこと。
  - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
  - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
  - キ 協定を結び、別添様式を応募書類と併せて提出すること。
- (6) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

(※)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

### 4 応募方法等

#### (1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

- ア 応募期間 令和 7 年 3 月 14 日（金）～ 3 月 28 日（金）
- イ 提出期限 令和 7 年 3 月 28 日（金）15:00（厳守）
- ウ 提出場所 「12 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 9】を電子メール又は F A X によって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和 7 年 3 月 21 日（金）12:00（厳守）

イ 提出場所 「12 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問に対する回答は、受付後 3 日以内を目途に、本課ホームページに掲載する。

5 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】

ウ 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】

エ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】

オ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】

カ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】

※委託事業の業務実施体制を業務分担まで詳細に記入して下さい。

キ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

ク 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 8】

ケ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

コ 直近 2 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

サ 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近 2 年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

シ その他提案に関する資料（第二次審査配付資料）

※共同企業体の場合、（ウ）、（ク）、（サ）は各構成員が提出、（キ）、（ケ）、（コ）は代表企業のみ提出。

(2) 提出部数 7 部（ただし、ア、エ及びクについては正本に 1 部添付し、残部に複写を添付すること。また、ケからサについては、1 部提出すること。）

(3) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることもある。

6 見積要件

今回の企画提案にあたっては、22,722 千円の範囲内（消費税込み）でそれぞれ見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

## 7 委託事業者の選定

### (1) 審査方法

第一次審査としての3の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において評価を行い選定する。ただし、1者（共同企業体を含む）のみの応募の場合は、第二次審査も書面にて実施する。

### (2) 評価基準

第二次審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

#### ア 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

#### イ 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

#### ウ 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について具体性のある事業計画であること。

#### エ 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

### (3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時：令和7年4月上旬（予定）

イ 場所：沖縄県庁14階 商工労働部会議室（予定）

ウ 提出資料に基づき説明すること。

エ 評価会場への入場者は3名以内とする。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

### (4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

## 8 契約

### (1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、年度毎に随意契約を締結する。

なお、本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、予算成立後に効力が生じる事業である。

今後、県議会において当初予算案が否決された場合は、本契約は締結しません。

### (2) 契約の方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について (抜粋)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 スケジュール（予定）

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

令和7年3月14日～3月28日	公募期間
令和7年3月28日(金) 15:00 時必着	応募書類提出期限
4月上旬	二次審査(プレゼンテーション審査予定)
	委託事業者決定及び審査結果通知
4月中旬	契約

10 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者に対する人件費

Ⅱ. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
賃借料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費（10万円以上）に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) － 通信運搬費（郵便料、運送代等） － 翻訳通訳費 等
Ⅲ. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て。））

※Ⅰ からⅢまでについて、消費税等相当額が含まれる場合は当該額を除いて計上すること。

※Ⅰ からⅣまでの合計額に 10%を乗じ、円未満を切り捨てた額を消費税等額として、計上すること。

※再委託費と外注費の合計は、原則として総経費の 1/2 を超えないようにすること。

1/2 を超える場合は企画提案書に理由書を添付すること。

(2) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費

11 その他留意事項

(1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

12 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 製造産業班 担当：比嘉剛、金城

電話番号：098-866-2337 FAX 番号：098-866-2447

電子メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp